

蔵置場所の制限に関する通知書

令和 年 月 日

殿

税関長

㊞

関税法第62条の4第1項（第62条の15）の規定により、保税展示場（総合保税地域）搬入物品について下記のとおり蔵置場所を制限する。

記

展示等申告又は輸入申告		品名	数量	蔵置すべき場所	備考
承認又は許可 年 月 日	受理又は 申告番号				

(規格A4)